# 特記仕様書

#### 第1条(現場責任者)

- 1 受注者は、現場責任者を定め、契約後7日以内(7日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで)に、現場責任者の氏名、その他必要な事項を記した書面(様式第5号)をもって発注者に通知しなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。
- 2 現場責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、この契約に 基づく一切の権限(業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次 条第1項の請求の受理、 同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知 の受理並びにこの契約の解除に係るものを除く。) を行使することができる。
- 3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを現場責任者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
- 4 現場責任者は、現場作業の開始から終了の日の期間は、この業務に専任するものとし、作業時間帯は不測の事態に備え、監督員と常時、連絡・協議を行える体制を確保し、安全かつ円滑に業務を遂行するよう努めなければならない。
- 5 現場責任者は、現場作業期間を除く日は、この業務の履行期間内であっても、他の請 負工事の現場代理人・専任を要する監理技術者・主任技術者(下請負の場合も含む)、及 び別の維持管理業務の現場責任者として従事することを妨げない。

また、専任を要しない請負工事(3500万円未満)の主任技術者として従事する場合は、現場作業期間も含め、同様の取り扱いとする。

#### 第2条(現場責任者に対する措置請求)

- 1 発注者は、現場責任者又は受注者の使用人若しくは再委託等の禁止の規定により受注者から業務を請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、 受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定 し、その結果を請求を受けた日から3日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者 に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求すること ができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から3日以内に受注者に通知しなければならない。

#### 第3条(土木工事共通仕様書の準用)

- 1 本業務は、「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に準じて実施しなければならない。なお、「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので、機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書(案)」(国土交通省総合政策局公共事業企画調整課)、電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室)に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針、便覧等は改定された最新のものとする。なお、履行途中で改定された場合はこの

限りでない。

### 第4条(土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項)

- 1 「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」 に対する変更及び追加仕様事項は、 次条以降のとおりとする。
- 2 「徳島県土木工事共通仕様書1-1-1-15 現場代理人及び主任技術者等」は適用しない ものとする。

#### 第5条(交通誘導警備員等)

- 1 本業務においては、交通整理の必要日数として、交通誘導警備員A(夜間)8 名、B (夜間)24 名を見込んでいる。
- 2 受注者は、交通誘導警備員を配置する場合は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を 作成し、勤務実績が確認できる資料(動務伝票の写し)とともに、1ヶ月ごとに監督員に 1部提出するものとする。

なお,受注者は、合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ 提出しなければならない。

また、検定合格警備員は、当該業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、 監督員等の請求があるときは、これを掲示しなければならない。

## 第6条(技術者の派遣)

加賀須野可動橋の設備機器に精通する技術者を1名以上派遣し、様式第5号に準じて 発注者に通知すること。 殿

受注者 住所 氏名

印

# 現場責任者届

業務名		

上記業務の現場責任者を次の者に定めましたので、お届けします。

氏 名(生年月日)	( . 生)	
取 得 資 格 等 (取得資格があれば)		頭写真を貼付

- **※** 1 現場責任者と請負者との直接的な雇用関係が確認できるもの(健康保険証の写し等)を添付する
  - <直接的な雇用関係>現場責任者と所属建設業者との間に雇用に関する一定の権利義務関係が 存在することであり、在籍出向者や派遣社員は含めない。
- ※2 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。
  - (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該
  - 当するものを記入すること。 (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証 明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明 書を添付すること。